

## 第1回ユニバーサル社会推進会議 概要

日 程：平成31年1月25日（金）10：00～10：30

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

出席者：左藤章内閣府副大臣、白須賀貴樹内閣府大臣政務官、舞立昇治内閣府大臣政務官  
安藤裕復興大臣政務官、國重徹総務大臣政務官、門山宏哲法務大臣政務官  
中村裕之文部科学大臣政務官、新谷正義厚生労働大臣政務官  
石川昭政経済産業大臣政務官、工藤彰三国土交通大臣政務官  
勝俣孝明環境大臣政務官、中村格警察庁長官官房長  
大鷹正人外務省総合外交政策局審議官、  
高橋孝雄農林水産省農村振興局農村政策部長  
三浦健太郎内閣府大臣官房審議官

左藤内閣府副大臣挨拶

昨年12月、議員立法により、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が公布・施行され、①ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国などの責務を明らかにするとともに、諸施策の実施状況を公表すること、障害者、高齢者等の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努めること、などが定められた。また、関係行政機関相互の調整を行い、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「ユニバーサル社会推進会議」を設けることとされており、本日開催の運びとなった。

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に向け、今後とも格段の御協力をお願いします。

議事

議題（1）ユニバーサル社会推進会議の開催について

資料に基づいて、三浦内閣府大臣官房審議官より説明し了承

議事（2）ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表について

資料に基づいて、三浦内閣府大臣官房審議官より説明し了承

議事（3）各省庁におけるユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の現在の取組等について

各省庁から以下のとおり説明

【内閣府 左藤副大臣】

内閣府では、高齢社会対策については、昨年2月に閣議決定した「高齢社会対策大綱」において、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を重要な施策として掲げている。関係省庁と連携し、ハード・ソフト両面にわたり、バリアフリー環境の整備等の取組を推進するこ

ととしている。障害者施策に関しては、昨年3月に閣議決定した「第4次障害者基本計画」に基づき、ICT等の新技術を積極的に導入しつつ、移動の支援や情報の提供など、社会のあらゆる場面においてバリアの除去をより強力に推進していくこととしている。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための施策として、優れた取組を広く普及させることを目的に、顕著な功績又は功労のあった者について毎年表彰を実施。

消費者庁では、障害者、高齢者等の安全・安心な生活の実現に向けて、認知症高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、地域全体での見守り体制の全国各地での構築に向けた取組を強化・充実させていくこととしている。

#### 【総務省 国重大臣政務官】

総務省では、昨年11月から厚生労働省と連携して、「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し、障害者参加型のICT機器・サービスの開発や高齢者等がICT機器の使い方を学べる相談員制度の仕組みなどについて、議論を進めている。

情報バリアフリーの環境整備については、視聴覚障害者向けの字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成、手話や文字を活用することにより聴覚障害者が電話を利用することを可能にする「電話リレーサービス」の検討などの取組を実施。

また、聴覚・言語機能障害者が119番通報を行えるようにスマートフォン等の画面上のボタン操作や文字入力により通報ができる「Net119緊急通報システム」を2020年までに全国の消防本部に導入すること目指している。

さらに、昨年6月の公職選挙法改正により、すべての選挙において、政見放送への手話通訳の付与が可能になった。引き続き、手話通訳士を安定的に確保するための研修会の実施などに取り組んでいく。

#### 【内閣官房 白須賀大臣政務官】

オリンピック・パラリンピック推進本部では、政府をあげて、東京大会を契機として、障害の有無にかかわらず、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指している。心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、一昨年2月のユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、ユニバーサルデザイン2020行動計画を決定し、これを推進。すべての子供たちへの心のバリアフリー教育の全面実施やバリアフリー法の改正及び鉄道駅・ホテル等のバリアフリー基準の見直し等が実行されている。今後、行動計画に基づく取組を昨年12月に設置したユニバーサルデザイン2020評価会議において、評価・改善していく。

#### 【内閣府 舞立大臣政務官】

内閣府防災担当では、災害時等において、自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の要介護者について、支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成するよう市町村長に義務付けており、避難の支援等が確実なものとなるよう関係者と連携して取り組んでいる。

災害発生後避難生活において、要介助者が必要な支援を受けられるよう避難所の生活環

境の改善や福祉避難所を普及促進。

応急仮設住宅について、要介助者の入居のため、手すりの設置や段差解消のためのスロープを整備、構造面においては、安全及び利便に配慮した福祉仮設住宅設置等、必要に応じて、地方自治体に検討を依頼。

【復興庁 安藤大臣政務官】

復興庁では、仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす、障害者、高齢者等に対する日常的な見守り等、心身のケアに取り組んでおり、被災者支援総合交付金等により、支援を実施。

東日本大震災の発生から7年10か月が経過し、復興・創生期間終了まで、2年強となり、昨年12月には、復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理を実施。心のケア等は復興・創生期間後も一定期間対応が必要とされているところ、被災地の復興支援対策が着実に実施されるように引き続き各府省庁の御協力を願いたい。

【法務省 門山大臣政務官】

法務省では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、多様な主体が互いに連携し合い、シンポジウムや障害者の立場に立ったスポーツ教室など、さまざまな活動を通じた人権啓発を実施。一例として、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」、「高齢者の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項として掲げ、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と協力した啓発活動や、障害のある人や高齢者の人権に関する啓発ポスターや啓発冊子等の作成、配布等を行っている。

【外務省 大鷹総合外交政策局審議官（山田外務大臣政務官代理）】

外務省では、条約の締結やその実施、さらに国際協力の推進の観点から取り組んでおり、障害者権利条約、SDGs推進等の観点からも国内外の障害者の権利促進に取り組んでいるところ。

また、国連における障害者関係の行事についても積極的に貢献するなど、各種促進の取組に関与しているところ。児童の権利の尊重、確保に向けた国際社会の議論についても、先頭に立って、取り組んでいきたいと考えている。

視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約において、昨年10月に加入書を寄託し、本年1月1日から日本でも効力が発生したことから、視覚障害者等の国内外の著作物が増えることを期待。

【文部科学省 中村大臣政務官】

文部科学省では、2020年から順次実施する新学習指導要領により、道徳を始めとして、各教科や特別活動等を通して、心のバリアフリーに関する教育や障害のある子供と障害のない子供のスポーツ、文化、芸術活動等を通じた交流及び共同学習を推進。現在学校の授業で利用する教材として、心のバリアフリーノートの作成を行っており、今年度中を目途に、完成する予定。

また、学校卒業後の子供の学習活動を支援するための学習プログラムや実際性に関する実践研究を実施するとともに、障害者スポーツや障害者による文化芸術活動の推進に取り

組んでいる。

【厚生労働省 新谷大臣政務官】

厚生労働省では、障害者や高齢者本人の社会参加の促進のため、手話通訳者の養成、派遣等の意思疎通支援や ICT を活用した情報提供の充実、支援機器の活用といった取組や、ご本人を取り巻く、地域における共生社会の基本理念の普及のため、市民や福祉従事者を対象としたフォーラムの開催といった取組を行っている。

【農林水産省 高橋農村振興局農村政策部長（濱村農林水産大臣政務官代理）】

農林水産省では、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリーを導入した福祉農園等の整備を推進するとともに、農林漁業関連施設等のバリアフリー化を推進。

具体的には、障害者等が就労する福祉農園、加工、販売施設等の整備を推進するとともに、高齢者や障害者等の利用に配慮した生活環境の整備を図るため、農業関連施設の段差解消や幅広歩道等のバリアフリー化を推進。

また、林業や山村の分野においては、地域材を利用した公共施設や研修施設等の設置にあたり、年齢や障害者に配慮した施設の整備を推進。

漁業、漁村の分野においても、高齢者や障害者等が安全で快適に漁業活動を営める漁港の整備として、就労環境の改善に資する浮体式岸壁等の整備を推進しているところ

【経済産業省 石川大臣政務官】

経済産業省では、ユニバーサル社会を実現に向けて、経済界と密接に連携しながら取り組んでいるところ。具体的には、福祉用具や介護ロボットの開発について、高齢者や障害者の自立促進、介護者の負担を軽減する福祉用具の開発実用化を支援。また、高齢者の自立支援等に資するロボット開発を支援。

次にすべての人々が相互理解を深め支え合う、心のバリアフリー推進にあたっては、小売、流通業界において、障害者の方が店舗を気持ちよく御利用いただけるよう、業界団体とともに接遇マニュアルを作成。今後各業界内において、マニュアルの実施を図り、従業員の心のバリアフリー化を目指していく。サービス業の品質やスキルを可視すべく策定した、おもてなし規格認証及びおもてなしスキルスタンダードに心のバリアフリーに関する項目を記載し、サービス業においても推進を図っていく。

次に街中のユニバーサルデザイン化については、日本人にも外国人にもより馴染みのある案内表示を実現するべく、ピクトグラムと呼ばれる案内用図記号について、JIS 規格を改正したところ。今後も必要に応じて記号を追加するとともに、推進・普及を進めていく。

【国土交通省 工藤大臣政務官】

国土交通省では、これまでバリアフリー法に基づき、公共交通機関、公共施設及び建築物のバリアフリー化を推進。さらに昨年5月にバリアフリー法を改正し、社会的障壁の除去、共生社会の実現といった基本理念を盛り込むとともに、交通事業者が作成する新たな計画制度、市町村によるマスタープラン制度、高齢者、障害者等が参画するいわゆる評価会議の創設等の措置を行うこととした。これらの施策に基づき、全国のバリアフリー化を

促進することは、国民誰もがさまざまな分野における活動に参画する機会を得られる、ユニバーサル社会の実現に寄与するものと考えている。引き続きバリアフリー法に基づく、施策を適確に実施し、今後ともユニバーサル社会の実現に向け積極的に取り組んで参りたい。

【環境省 勝俣大臣政務官】

環境省では、平成 27 年 6 月に国立公園等における整備などのハードや情報発信等のソフトについてユニバーサルデザインの取組のアイデアを取りまとめているところ。国立公園においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等の整備に関してユニバーサルデザインに配慮した、利用者目線の整備を実施。またこうした利用施設のユニバーサル対応状況について、ウェブサイト等で情報発信をしているほか、幅広い方々に国立公園を楽しんでいただけるよう、ガイド等の人材育成を実施している。

【警察庁 中村長官官房長】

警察庁では、ユニバーサル社会の実現に向けて、特に障害者、高齢者に対する社会的障壁の除去及び安全・安心な生活の確保に関する施策を実施。具体的には、社会的障壁の観点からは、バリアフリー法に基づき、音響式信号機等のバリアフリー対応型の信号機、あるいは、高輝度の標識・標示、見やすくわかりやすい道路標識・道路標示の整備を推進。これらのバリアフリー化により、障害者、高齢者等の自立した日常生活、社会生活の確保を目指していく。また、安全・安心な生活の確保の観点から聴覚障害のある方でも緊急通報を可能とするシステムの構築に努めているところ。